

仕 様 書

1 件名

南青山病後児保育室事業委託

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、事業の休日は次のとおりとする。

(1)土曜日及び日曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日

(3)令和4年12月29日から令和5年1月3日まで

(4)その他発注者が指定する日(令和4年7月1日から令和4年9月30日の間の5日間程度)

3 履行場所

南青山病後児保育室

所在地:東京都港区南青山一丁目3番15号

4 目的

病気の回復期にあり、集団保育の困難な児童を、病後児保育室で一時的に預かり保育を行う病後児保育事業の運営事務を委託するものである。

5 業務内容

病後児保育室の運営。保育を必要とする乳児・幼児が疾病の事由により集団保育を受けることが困難となり、自宅で育児が出来なくなった場合において、履行場所にて感染症に対応した保育を行う。

また、受注者は病後児保育室の運営に当たり、事前に発注者の承認を得た病児保育予約システムを使用し予約状況を管理すること。その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

6 対象者

生後 6 か月から就学前の児童であること。区内在住で認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、東京都認証保育所、みなと保育サポート(定期利用)、各都道府県又は区市町村に届出のある認可外保育施設を利用する児童と、区外在住で区内の認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、東京都認証保育所を利用する児童で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1)病気の回復期又は病気療養中であり、集団保育が困難であること。

(2)医療機関の入院加療の必要がないこと。

(3)児童の保護者が就労等やむを得ない事由により、家庭内で育児を行うことが困難な場合。

7 利用時間

午前8時30分から午後5時30分まで

8 利用定員

1日当たり4人

9 実施施設の基準

- (1)実施施設は、医療機関と連携し、他の児童への感染防止を考慮したものであること。
- (2)受注者は、港区病児・病後児保育利用連絡票の内容をもれなく確認して、児童を受け入れること。
- (3)受注者は、港区病児・病後児保育利用連絡票をファクシミリにて指導医に送信し、指示に従い病後児保育を実施すること。
- (4)受注者は、児童の様態が変化した際には、指導医に連絡して指示をうけること。
- (5)その他「港区病後児保育事業実施要綱」に基づき、受注者は業務に当たること。

10 職員配置

- (1)受注者は、本事業を専門に担当するものとして、東京都病児保育事業実施要綱第6実施要件に定める看護師、保育士等を配置すること。
- (2)受注者は、開設当初に従事職員の名簿と資格証明書の写しを発注者に提出すること。職員に変更のあった場合も同様に提出のこと。
- (3)受注者は、毎月の従事職員勤務表を毎月 5 日までに提出すること。
- (4)発注者は、業務履行に当たる要員の選任が不相当と認めた場合、受注者に変更の措置を求めることができる。この場合、受注者は、誠意をもって対処すること。

11 昼食・おやつ等

原則利用者各自持参とする。ただし、実施施設対応となる場合は、実費を保護者から徴収することができる。

12 費用負担

- (1)本業務に必要な消耗品、電話料金、印刷費、郵便料等の経費は、受注者が契約金額から負担すること。
- (2)実施施設の備品類については、発注者が受注者に無償で使用させる。なお、受注者が本件の契約金額から実施施設に要する備品を購入する場合は、発注者に前もって協議すること。

13 実績報告書の提出

受注者は、翌月5日までに利用状況及び利用実績報告を発注者に提出するものとする。

14 検査

発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し事業の報告を求め、また、発注者の職員を実施施設に派遣して検査させるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。また、改善を要すると認める事項があったときは、発注者は受注者に対し必要な指導を行うことができる。

15 支払方法

発注者は、上記 13 の受注者からの実績報告等による履行確認後、受注者からの3ヶ月ごとの請求に基づき支払うものとする。

16 書類等の整備、保管

受注者は、委託経費の関係帳簿等を整備し、契約期間終了後5年間、これを保管しなければならない。

17 損害賠償

受注者が業務履行中に、故意又は過失により、発注者又は児童に損害を与えたときは、受注者の負担で損害を賠償しなければならない。

18 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (7) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10) 本業務を行うに当たり、東京都病児保育事業実施要綱及び認可外保育施設に対する指導監督要綱(東京都 56 福児母第 990 号)を遵守すること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に務めること。
- (12) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

19 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 21 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内の登録可能な自動車利用に努めること。

(2)低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

(3)適合確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4)本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成 21 年 3 月 27 日付改正 20 環境車規第 837 号)」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

20 その他

本仕様に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、双方で協議の上定めるものとする。

21 担当課

港区子ども家庭支援部保育課保育支援係

TEL:3578-2428 FAX 3578-2384